

委員 長 報 告 書

さる 12 月 9 日の本会議において、本委員会に付託された
議案第 10 号 やどり温泉いやしの湯設置及び管理条例の一部を改正す
る条例について

議案第 11 号 市道路線の認定について
を審査するため、12 月 13 日及び 17 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、
いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下
その概要を報告いたします。

記

議案第 10 号は、平成 24 年 3 月に開業した当該施設の使用料について、
開業当初から消費増税に伴うものを除いて値上げをしていない。今後、物
価の上昇等に指定管理者が柔軟に対応し、安定的な経営を行うことができ
るよう浴場使用料等の上限額を引き上げるものである。

委員から、今回の料金改定による 130 万円の収益の増加見込みについて、
現在の施設利用者数に変更がないと仮定した計算になっている。改定後も
同人数を維持するためには、今以上に当該施設の魅力を発信していく必要
があるが、どのように発信していくのか とのただしがあり、当
該施設のホームページなどで魅力ある食事、温泉を今以上にアピールする
ことで新規顧客を獲得し、できるだけ現在の利用者数が維持できるよう指
定管理者とともに取り組んでいきたい との答弁がありました。

当該施設利用者でリピーター（固定客）はどの程度いるか とのただし
があり、詳細は把握していないが、回数券の利用は年間で 1,200 人から
1,300 人で、年間利用者の 1 割程度となっている との答弁がありました。

当該施設の利用はふるさと納税の返礼品となっているか とのただし
があり、現在は返礼品としての取扱いはないが、過去には返礼品となってい
た。今後、調整のうえ再度返礼品として取り扱っていきたい との答弁が
ありました。

地元の方は何名雇用されているか とのただしがあり、10月時点、施設全体で支配人1名、正社員2名、パート、アルバイト11名の合計14名体制となっている。開業当初は地元の方も働いていたが、現在は高齢化により携わってもらうことが難しくなっているため、できるだけ近隣にお住まいの方に勤めてもらえるよう働きかけている との答弁がありました。

日帰り入浴の料金設定における当面とはどの程度の期間を想定しているか とのただしがあり、現時点ではいつまでという予定はない。今後の最低賃金の推移を見守りながら検討していくことになる との答弁がありました。

議案第11号は、現在本市で進めている新たな工業団地である、あやの台北部用地の開発に伴い、都市計画道路小峰台垂井線の整備を行うにあたり、社会資本整備総合交付金を活用するため、あやの台北幹線、及び平野山内幹線の市道認定を行うものです。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。